

A

令和 5年11月17日提出

第4回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 116 号議案	令和 5 年度浜松市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
第 117 号議案	令和 5 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 118 号議案	令和 5 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 119 号議案	令和 5 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 120 号議案	令和 5 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 121 号議案	令和 5 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 122 号議案	令和 5 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 123 号議案	令和 5 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 124 号議案	浜松市印鑑条例の一部改正について	5
第 125 号議案	浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正について	7
第 126 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	11
第 127 号議案	浜松市国民健康保険条例の一部改正について	13
第 128 号議案	浜松市火災予防条例の一部改正について	18
第 129 号議案	当せん金付証票の発売について	24
第 130 号議案	工事請負契約締結について （浜松市浜北文化センター大規模改修工事（建築工事））	25
第 131 号議案	工事請負契約締結について （浜松市浜北文化センター大規模改修工事（電気設備工事））	26
第 132 号議案	工事請負契約締結について （浜松市浜北文化センター大規模改修工事（舞台照明設備工事））	27
第 133 号議案	工事請負契約締結について （令和 5 年度国県道整備国交付金事業（社資交）（国）152 号（浜北天竜 BP） 道路改良工事（その 2））	28
第 134 号議案	物品購入契約締結について （消防ポンプ自動車（CD-I 型）2 台）	29

第 135 号議案	指定管理者の指定について (浜松市中部協働センターほか2施設)	30
第 136 号議案	指定管理者の指定について (浜松市市民音楽ホール)	31
第 137 号議案	指定管理者の指定について (浜松市みをつくし文化センターほか2施設)	32
第 138 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜北文化センターほか2施設)	33
第 139 号議案	指定管理者の指定について (浜松市雄踏総合体育館ほか2施設)	34
第 140 号議案	指定管理者の指定について (浜松市サンライフ浜北ほか3施設)	35
第 141 号議案	指定管理者の指定について (浜松市天竜体育館ほか3施設)	36
第 142 号議案	指定管理者の指定について (浜松市北部水泳場)	37
第 143 号議案	指定管理者の指定について (浜松市武道館)	38
第 144 号議案	指定管理者の指定について (浜松市天竜ボート場ほか3施設)	39
第 145 号議案	指定管理者の指定について (浜松市三ヶ日総合福祉センター、浜松市三ヶ日児童館)	40
第 146 号議案	指定管理者の指定について (浜松市発達医療総合福祉センター)	41
第 147 号議案	指定管理者の指定について (浜松こども館、浜松市立青少年の家)	42
第 148 号議案	指定管理者の指定について (浜松市子育て情報センター)	43
第 149 号議案	指定管理者の指定について (浜松市リハビリテーション病院)	44
第 150 号議案	指定管理者の指定について (浜松市国民宿舎奥浜名湖)	45

第 151 号議案	指定管理者の指定について (浜松市農村環境改善センター)	46
第 152 号議案	指定管理者の指定について (四ツ池公園運動施設)	47
第 153 号議案	指定管理者の指定について (古橋廣之進記念浜松市総合水泳場)	48
第 154 号議案	指定管理者の指定について (遠州灘海浜公園(江之島地区))	49
第 155 号議案	指定管理者の指定について (花川運動公園)	50
第 156 号議案	指定管理者の指定について (美蘭中央公園ほか2施設)	51
第 157 号議案	指定管理者の指定について (万葉の森公園)	52
第 158 号議案	指定管理者の指定について (浜松市春野ふれあい公園)	53
第 159 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立細江図書館ほか2施設)	54
報 第 23 号	専決処分の報告	55
監報第 12 号	定期監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 13 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊

第 124 号 議 案

令和 5年11月17日提 出

浜松市印鑑条例の一部改正について

浜松市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市印鑑条例の一部を改正する条例

浜松市印鑑条例（昭和52年浜松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（通信端末機器による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら通信端末機器（<u>地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して</u>、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）において、利用者証明用電子証明書（<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。</u>）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>（通信端末機器による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら通信端末機器（<u>市長が別に定めるところにより、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。</u>）において、<u>署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）</u>又は利用者証明用電子証明書（<u>同法第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。</u>）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

第 125 号 議 案

令和 5年11月17日提 出

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正に
ついて

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正
する条例

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和31年浜松市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 非常勤の特別職の職員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 附属機関の長（介護認定審査会及び障害支援区分審査会の合議体の長を含み、学校運営協議会の長を除く。以下同じ。）次号、<u>第20号及び第21号</u>に定める日額に1,000円を加算した額</p> <p>(18)・(19) (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> 附属機関の構成員（前3号に掲げる者を除く。）日額5,000円</p> <p><u>(22)～(32)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第24号から第29号</u>までに掲げる者が8時間を超えて勤務した場合における報酬の額は、その超えて勤務した時間に対して勤務1時間につき1,225円を同項に規定する報酬の日額に加算した額とする。</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 非常勤の特別職の職員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 附属機関の長（介護認定審査会及び障害支援区分審査会の合議体の長を含み、学校運営協議会の長を除く。以下同じ。）<u>並びに区協議会の代表会及び地域分科会の会長</u> 次号及び<u>第20号から第23号</u>までに定める日額に1,000円を加算した額</p> <p>(18)・(19) (略)</p> <p><u>(20) 区協議会の代表会委員 日額</u> 5,000円</p> <p><u>(21) 区協議会の地域分科会委員 日額</u> 5,000円</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> 附属機関の構成員（前5号に掲げる者を除く。）日額5,000円</p> <p><u>(24)～(34)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第26号から第31号</u>までに掲げる者が8時間を超えて勤務した場合における報酬の額は、その超えて勤務した時間に対して勤務1時間につき1,225円を同項に規定する報酬の日額に加算した額とする。</p>

(報酬の支給方法)

第3条 (略)

2 前条第1項各号に掲げる者(同項第1号、第6号、第9号、第10号、第14号、第19号及び第22号から第31号までに掲げる者を除く。)がその執行機関の委員長、会長若しくは副会長又は附属機関の長に就任し、又はその職務を退任したこと(前項に規定する任期満了、辞職、失職又は死亡によりその職を離れる場合を除く。)その他の事由により報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

3～5 (略)

(費用弁償)

第4条 第2条第1項の規定による報酬を受ける者(同項第14号及び第17号から第32号までに掲げる者を除く。)が公務のため旅行するときは、副市長に支給する旅費に相当する費用を支給する。

2 第2条第1項第14号及び第17号から第32号までに掲げる者が公務のため旅行するときは、行政職給料表に掲げる3級の市職員に支給する旅費に相当する費用を支給する。

3 (略)

4 日額の報酬を受ける者(第2条第1項第1号から第8号まで及び第15号から第21号までに掲げる者を除く。)が、前3項の規定により費用弁償を受ける場合は、その日額の報酬は支給しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでな

(報酬の支給方法)

第3条 (略)

2 前条第1項各号に掲げる者(同項第1号、第6号、第9号、第10号、第14号、第19号及び第24号から第33号までに掲げる者を除く。)がその執行機関の委員長、会長若しくは副会長、附属機関の長又は区協議会の代表会若しくは地域分科会の会長に就任し、又はその職務を退任したこと(前項に規定する任期満了、辞職、失職又は死亡によりその職を離れる場合を除く。)その他の事由により報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

3～5 (略)

(費用弁償)

第4条 第2条第1項の規定による報酬を受ける者(同項第14号及び第17号から第34号までに掲げる者を除く。)が公務のため旅行するときは、副市長に支給する旅費に相当する費用を支給する。

2 第2条第1項第14号及び第17号から第34号までに掲げる者が公務のため旅行するときは、行政職給料表に掲げる3級の市職員に支給する旅費に相当する費用を支給する。

3 (略)

4 日額の報酬を受ける者(第2条第1項第1号から第8号まで及び第15号から第23号までに掲げる者を除く。)が、前3項の規定により費用弁償を受ける場合は、その日額の報酬は支給しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでな

<p>い。</p> <p>5 (略)</p> <p>(調整措置)</p> <p>第5条 常勤を要する特別職及び一般職の職員が第2条第1項第1号から<u>第21号</u>までに規定する委員等を兼ねるときは、その兼ねる委員等として受けるべき同項第1号から<u>第21号</u>までの報酬は、支給しない。</p>	<p>い。</p> <p>5 (略)</p> <p>(調整措置)</p> <p>第5条 常勤を要する特別職及び一般職の職員が第2条第1項第1号から<u>第23号</u>までに規定する委員等を兼ねるときは、その兼ねる委員等として受けるべき同項第1号から<u>第23号</u>までの報酬は、支給しない。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正する条例（平成22年浜松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 当分の間、浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例第2条第1項第17号及び<u>第21号</u>の規定にかかわらず、同項第17号に掲げる者（同号に規定する合議体の長並びに同項第18号に規定する附属機関及び市長が定める附属機関の長を除く。）及び同項第21号に掲げる者のうち、市外に居住するものに対する報酬の額は、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>2 当分の間、浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例第2条第1項第17号及び<u>第23号</u>の規定にかかわらず、同項第17号に掲げる者（同号に規定する合議体の長<u>並びに区協議会の代表会及び地域分科会の会長</u>並びに同項第18号に規定する附属機関及び市長が定める附属機関の長を除く。）及び同項第23号に掲げる者のうち、市外に居住するものに対する報酬の額は、なお従前の例による。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 126 号 議 案

令和 5年11月17日提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(略)		(略)	
消 防	(1)～(50) (略) (51) 液化石油ガスの貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の申請 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高压ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	消 防	(1)～(50) (略) (51) 液化石油ガスの貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の申請 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高压ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
(52)～(58) (略)		(52)～(58) (略)	
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

第 127 号 議 案

令和 5年11月17日提 出

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜松市国民健康保険条例（昭和34年浜松市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第20条の3 (略)</p>	<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p><u>(出産被保険者の保険料の減額)</u></p> <p><u>第20条の4 当該年度において、その世帯に</u> <u>出産被保険者(政令第29条の7第5項第8</u> <u>号に規定する出産被保険者をいう。以下同</u> <u>じ。)</u>がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち <u>基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、</u> <u>次に掲げる額の合算額(その額に1円未満の</u> <u>端数があるときは、これを切り上げた額)を</u> <u>減額した額とする(次項に規定する場合を除く。)</u>。</p> <p><u>(1) 当該出産被保険者に係る第12条第1</u> <u>項の所得割額に12分の1を乗じて得た</u> <u>額に、当該出産被保険者の出産の予定日</u> <u>(国民健康保険法施行規則(昭和33年</u> <u>厚生省令第53号)第32条の10の2</u> <u>で定める場合には、出産の日。第23条</u> <u>第1項及び第2項において同じ。)の属</u> <u>する月(以下この号において「出産予定</u> <u>月」という。)の前月(多胎妊娠の場合</u> <u>には、3月前)から出産予定月の翌々月</u> <u>までの期間(以下「産前産後期間」とい</u> <u>う。)のうち当該年度に属する月数を乗</u> <u>じて得た額</u></p> <p><u>(2) 当該出産被保険者に係る第14条第1</u> <u>号の被保険者均等割額に12分の1を乗</u></p>

じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 当該年度において、第20条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を減額した額とする。

(1) 当該出産被保険者に係る第12条第1項の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該出産被保険者に係る第14条第1号の被保険者均等割額から、当該額に第20条第1項各号に規定する納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を減額した額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の2」と、「第12条第1項」とあるのは「第14条の3」と、「第

第14条第1号」とあるのは「第14条の5第1号」と、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の2」と、「第12条第1項」とあるのは「第14条の3」と、「第14条第1号」とあるのは「第14条の5第1号」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6」と、「第12条第1項」とあるのは「第14条の7」と、「第14条第1号」とあるのは「第14条の9」と、第2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6」と、「第12条第1項」とあるのは「第14条の7」と、「第14条第1号」とあるのは「第14条の9」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項において読み替えて準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

(保険料の額の通知)

第21条 (略)

第23条 削除

(保険料の額の通知)

第21条 (略)

(出産被保険者に関する届出)

第23条 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所及び生年月日

(2) 出産被保険者の氏名、住所及び生年月

	<p>且</p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>2 <u>前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第23条の規定は、改正後の第20条の4第1項第1号の産前産後期間に令和6年1月以後の期間が含まれる出産被保険者について適用する。

第 128 号 議 案

令和 5年11月17日提 出

浜松市火災予防条例の一部改正について

浜松市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市火災予防条例の一部を改正する条例

浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定するものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は<u>おおわれた外壁</u>で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。))を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定するものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は<u>覆われた外壁</u>で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。))を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除</p>

く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講じること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) その^{きょう}筐体は雨水等の浸入防止の措置を講じること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービク

<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 蓄電池設備</p> <p>(14)・(15) (略)</p>	<p><u>ル式のものを除く。)</u>にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 蓄電池設備 (<u>蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第3中

「

ちゅう 厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こん ろ、キャビネット型こん ろ・グリル付こんろ・グ リドル付こんろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4	注4：機 器本体 上方の 側方又 は後方 の離隔 を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注4	15	15 注4	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こん ろ、キャビネット型こん ろ・グリル付こんろ・グ リドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	上記に分類され ないもの			使用温度が800℃以上の もの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満の もの	—	100	50	100	50	

」

を

「

ちゅう 厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こん ろ、キャビネット型こん ろ・グリル付こんろ・グ リドル付こんろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4	注4：機 器本体 上方の 側方又 は後方 の離隔 を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注4	15	15 注4	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こん ろ、キャビネット型こん ろ・グリル付こんろ・グ リドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭をと 燃すもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭をと 燃すもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類され ないもの			使用温度が800℃以上の もの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満の もの	—	100	50	100	50	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の浜松市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

第 129 号 議 案

令和 5年11月17日提 出

当せん金付証券の発売について

令和6年度における当せん金付証券の発売に関し、次のように定めることについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

令和6年度当せん金付証券発売の限度額は、68億円とする。

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市浜北文化センター大規模改修工事（建築工事）	大規模改修工事一式 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修工事 ・ホール吊り天井落下防止対策工事 ・太陽光発電設備設置工事 	1,381,600,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	中村組・常盤特定 建設工事共同企業 体 〈代表者〉 浜松市中区住吉五 丁目22番1号 株式会社中村組 取締役社長 中村 嘉宏 〈その他の構成員〉 浜松市中区新津町 197番地 常盤工業株式会社 代表取締役 市川 浩透

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市浜北文化センター大規模改修工事（電気設備工事）	大規模改修工事に伴う電気設備工事一式 <ul style="list-style-type: none"> ・建物電気設備工事 ・ホール客席吊り天井電気設備工事 ・太陽光発電設備設置工事 他 	842,600,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	鈴木・松川特定建設工事共同事業体 〈代表者〉 浜松市中区萩丘一丁目18番13号 株式会社鈴木電工 代表取締役 後藤 康之 〈その他の構成員〉 浜松市東区有玉北町65番地の1 松川電気株式会社 代表取締役 小澤 邦比呂

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市浜北文化センター大規模改修工事（舞台照明設備工事）	大規模改修工事に伴う舞台照明設備工事一式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台照明器具、ボーターケーブル更新 ・ 調光盤改修、調光操作卓更新 ・ 制御信号ケーブル新設、機器持込対応化 	517,000,000円	制限付 一般競争 入札	愛知県名古屋市東区武平町五丁目1番地 名古屋栄ビルディング 丸茂電機株式会社 名古屋営業所 所長 田中 徹

工事請負契約締結について

次のとおり工事委託契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和5年度国県道 整備国交付金事業 (社資交)(国)152号 (浜北天竜BP)道路 改良工事(その2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工延長 L=266.5m ・ 掘削(土砂) V=47,000 m³ ・ 残土処理工 V=89,300 m³ ・ 植生工 A=1,560 m² ・ 現場吹付法砕工 A=582 m² 	742,500,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評 価方式)	須山・天龍土建特 定建設工事共同企 業体 〈代表者〉 浜松市中区布橋二 丁目6番1号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造 〈その他の構成員〉 浜松市天竜区二俣 町二俣1382番地の 2 天龍土建工業株式 会社 代表取締役 長谷川 智彦

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
消防ポンプ 自動車 (CD-I 型) 2台	<ul style="list-style-type: none"> ・ シャシ 3トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・ 標準艀装 ・ 付属品 	49,500,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市東区和田町701番地 株式会社日本防火研究所 代表取締役 市川 智也

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市中部協働センター
浜松市文化コミュニティセンター
浜松文芸館
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区板屋町111番地の1
名 称 公益財団法人浜松市文化振興財団
代表理事 花井 和徳
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市市民音楽ホール

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区板屋町111番地の1
名 称 公益財団法人浜松市文化振興財団
代表理事 花井 和徳

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市みをつくし文化センター
浜松市細江農業就業改善センター
浜松市引佐多目的研修センター
- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区和田町708番地の1
名 称 東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市浜北文化センター
浜松市・市民ミュージアム浜北
浜松市なゆた・浜北

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区板屋町111番地の1
名 称 浜松市文化振興財団・なゆた浜北共同事業体
代表者 浜松市中区板屋町111番地の1
公益財団法人浜松市文化振興財団
代表理事 花井 和徳
構成員 浜松市浜北区貴布祢3000番地
株式会社なゆた浜北
代表取締役 長田 繁喜

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市雄踏総合体育館
浜松市馬郡運動広場
浜松市雄踏グラウンド

- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区和田町808番地の1
名 称 公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ
代表者 浜松市東区和田町808番地の1
公益財団法人浜松市スポーツ協会
会長 大坪 豊生
構成員 浜松市東区和田町708番地の1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
構成員 大阪府大阪府中央区北浜四丁目1番23号
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 薬師寺 洋彰
構成員 東京都台東区東上野四丁目8番1号
株式会社理研グリーン
代表取締役 篠原 卓朗

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市サンライフ浜北
浜松市浜北武道館
浜松市高菌ゲートボール場
浜松市浜北体育館

- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区和田町808番地の1
名 称 公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ
代表者 浜松市東区和田町808番地の1
公益財団法人浜松市スポーツ協会
会長 大坪 豊生
構成員 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4
三幸株式会社
代表取締役 橋本 有史

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市天竜体育館
浜松市天竜庭球場
浜松市天竜武道館
船明ダム運動公園

- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区和田町808番地の1
名 称 公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ
代表者 浜松市東区和田町808番地の1
公益財団法人浜松市スポーツ協会
会長 大坪 豊生
構成員 浜松市中心区寺島町200番地
株式会社河合楽器製作所
代表取締役社長 河合 弘隆

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市北部水泳場

- 2 指定管理者 所在地 浜松市北区東三方町354番地の2
名 称 シンコー・東海美装・リベルタスグループ
代表者 浜松市北区東三方町354番地の2
シンコースポーツ株式会社 浜松営業所
営業所長 原田 隆正
構成員 浜松市中区田町324番地の3
東海美装興業株式会社
代表取締役 菅原 英継
構成員 東京都千代田区六番町2番地14東越六番町ビル
株式会社リベルタス・コンサルティング
代表取締役 植本 栄介

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市武道館

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区連尺町307番地の14
出雲殿互助会連尺ビル3階304号室
名 称 三幸株式会社 浜松支店
支店長 菊地 真理子

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市天竜ボート場
浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家
浜松市天竜林業体育館
浜松市天竜相津マリーナ

- 2 指定管理者 所在地 浜松市天竜区月963番地の1
名 称 株式会社杉の里・有限会社天龍遊船共同事業体
代表者 浜松市天竜区月963番地の1
株式会社杉の里
代表取締役 中谷 陽一朗
構成員 浜松市天竜区相津105番地の2
有限会社天龍遊船
代表取締役 鈴木 順三

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市三ヶ日総合福祉センター
浜松市三ヶ日児童館

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区常盤町132番地の18
名 称 中部ビル保善株式会社
代表取締役 石井 宏司

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市発達医療総合福祉センター

- 2 指定管理者 所在地 浜松市浜北区高菌775番地の1
名 称 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団
理事長 伊熊 規行

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松こども館
浜松市立青少年の家
- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区丸塚町541番地の20
名 称 遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 矢田 央生
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市子育て情報センター

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区富塚町1406番地の10
名 称 特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴ
理事長 原田 博子

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市リハビリテーション病院

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区元城町218番地26
名 称 社会福祉法人聖隷福祉事業団
理事長 青木 善治

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市国民宿舎奥浜名湖

- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区丸塚町169番地
名 称 ヤタロー・共同グループ
代表者 浜松市東区丸塚町169番地
株式会社ヤタロー
代表取締役 中村 伸宏
構成員 浜松市東区子安町315番地の13
株式会社共同
代表取締役 有賀 公哉

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市農村環境改善センター

- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区丸塚町169番地
名 称 浜松SK NKグループ
代表者 浜松市東区丸塚町169番地
株式会社ヤタロー
代表取締役 中村 伸宏
構成員 浜松市西区大山町339番地
浜松造園事業協同組合
代表理事 藤澤 一弘

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 四ツ池公園運動施設

- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区和田町808番地の1
名 称 公益財団法人浜松市スポーツ協会
会長 大坪 豊生

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 古橋廣之進記念浜松市総合水泳場

- 2 指定管理者 所在地 東京都中央区新川一丁目21番2号
名 称 セントラルスポーツ株式会社
代表取締役 後藤 聖治

- 3 指定の期間 令和6年2月1日から令和6年4月30日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 遠州灘海浜公園（江之島地区）

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区上島三丁目27番12号
名 称 一般財団法人浜松公園緑地協会
理事長 池谷 和宏

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 花川運動公園

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区高林一丁目1番29号
ぷち蔵高林207
名 称 株式会社協栄 浜松支店
支店長 岩崎 香

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 美茵中央公園
中瀬南部緑地
浜松市中瀬南部緑地会館
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区上島三丁目27番12号
名 称 一般財団法人浜松公園緑地協会
理事長 池谷 和宏
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 万葉の森公園

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区上島三丁目27番12号
名 称 一般財団法人浜松公園緑地協会
理事長 池谷 和宏

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市春野ふれあい公園

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区上島三丁目27番12号
名 称 一般財団法人浜松公園緑地協会
理事長 池谷 和宏

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市立細江図書館
浜松市立引佐図書館
浜松市立三ヶ日図書館

- 2 指定管理者 所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
名 称 T R C ・ 遠 鉄 ア シ ス ト 共 同 事 業 体
代表者 東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子
構成員 浜松市東区丸塚町541番地の20
遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 矢田 央生

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、人身事故、交通事故にかかる和解及び損害賠償の額並びに工事請負契約の変更について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
31	令和5年 9月11日	和 解 2,107,369円	浜松市天竜区 水窪町奥領家 A氏	令和5年 4月8日	浜松市天竜区 水窪町奥領家7296番 地の6地先 物損事故
事故の状況		午後5時50分頃、相手方車両が市道水窪白倉川線を北進中、山側法面からの落石によりボンネット等を損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市100%			
対 策		令和5年4月 法面の安全確認実施及び落石注意看板設置。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
32	令和5年 10月4日	和 解 146,000円	浜松市中区 蜷塚一丁目 B氏	令和5年 6月28日	浜松市中区 広沢三丁目29番1号 地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後10時00分頃、相手方車両が民地から市道広沢鴨江2号線へ進入するため、民地と市道の境に設置されたグレーチング（側溝の蓋）上を通過した際、グレーチングが跳ね上がり、車両下部を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和5年8月 補修工事完了。</p>				
33	令和5年 10月4日	和 解 183,810円	浜松市浜北区 中瀬 C氏	令和5年 8月4日	浜松市天竜区 青谷2222番地の2地 先 物損事故
	<p>事故の状況 午前11時30分頃、相手方車両が市道天竜長石線を西進中、法面から落下した枝によりフロントガラスを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和5年8月 法面の点検、周囲の危険樹木の調査及び木枝等除去完了。</p>				

人身事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
34	令和5年 10月4日	和 解 162,200円	浜松市西区 庄和町 D氏	令和5年 3月31日	浜松市西区 雄踏一丁目31番1号 西区役所内 人身事故
<p>事故の状況 午前 11 時 00 分頃、相手方が西区役所において待合場所の椅子に座っていたところ、付近に設置された衝立を反対側から子供が倒し、頭部を負傷した人身事故である。</p> <p>衝立を押した子供の所在が不明であり、請求が困難なことから賠償金全額を市が支払うこととする。</p> <p>過失割合 浜松市 100%</p> <p>対 策 令和 5 年 4 月 衝立設置位置変更、脚部の補強完了。</p>					

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
35	令和5年 9月11日	和 解 1,711,966円	浜松市西区 大平台二丁目 E氏	令和4年 11月25日	浜松市西区 篠原町22744番地先 交通事故（人身）
<p>事故の状況 午後1時00分頃、10 t ダンプ車にて市道篠原258号線を北進して交差点を右折しようとした際、公用車の前部が右折レーンで停止していた車両の後部に接触し、押し出された車両の前部が相手方車両の後部に接触して、相手方が負傷した人身事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、課員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。</p>					

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
36	令和5年 10月17日	和 解 486,816円	浜松市中区 西浅田一丁目 F氏	令和5年 7月13日	浜松市中区 元城町217番地の7地 先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前11時45分頃、国道152号を北進中、前方注視を怠り相手方車両後部に公用車の前部が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、事故原因を再認識させ運転の心構えを再教育した。また、所属職員に、これを教訓に事故防止に対する意識の徹底をするよう注意喚起した。</p>				
37	令和5年 10月17日	和 解 141,900円	浜松市中区 中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎 静岡県住宅供給公社 西部支所 支所長 持塚 途伸	令和5年 7月20日	浜松市南区 遠州浜三丁目7番 県営遠州浜団地駐車 場入口 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後4時25分頃、訪問先の相手方駐車場に右折して進入した際、入口右側にある車止めポールに接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、このような事故を再び起こさないため、課内全職員に安全運転及び事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
38	令和5年 10月17日	和 解 156,090円	浜松市浜北区 新原 G氏	令和5年 8月3日	浜松市浜北区 平口253番地の1地先 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午後2時30分頃、公用車が国道152号を南進中、平口本村交差点の赤信号で停車している相手方車両の後部に、公用車の前部が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 原因は、普段使用している課持ちの公用車が車検中であり、乗り慣れていない公用車の運転であったこと及び遠方からの帰路であったことが考えられる。乗り慣れていない車両の運転は普段以上に注意し、遠隔地へ赴く際は途中で交代するなど体調面に配慮するよう指導した。</p>					

工事請負契約の変更

専 決		工事の名称	契約金額		契約変更 年月日
番号	年月日		変更前	変更後	
39	令和5年 9月11日	国道152号（池島－大原）（仮称）10号橋上部工工事	514,929,800円	514,899,000円	令和5年 9月11日
<p>変更の理由 河川内仮設計画の大型土のう設置数量変更に伴う減額変更 減額率 $\Delta 0.006\%$</p>					
<p>工事の概要 施工延長 L=73.6m 鋼上部工 一式</p> <p>契約者住所 静岡市葵区両替町一丁目1番7号</p> <p>氏 名 高田機工株式会社 静岡営業所 所長 杉本 貴哉</p> <p>議決状況等 当初契約：令和4年3月24日 第57号議案 原案可決 498,520,000円 変更契約：令和5年2月22日 第21号議案 原案可決 514,929,800円</p>					